

16 消安第 1083 号

環水土発第 040520001 号

平成 16 年 5 月 20 日

／都道府県農林・環境担当部長\
各 殿
＼関係団体の長 〃

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

環境省環境管理局水環境部

土壤環境課農薬環境管理室長

特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の
様式及び記入例について

特定防除資材の指定に関しては、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について」（平成 16 年 3 月 1 日付け 15 消安第 6522 号・環水土発第 040301001 号農林水産省消費・安全局長・環境省環境管理局水環境部長通知。以下「指針」という。）により、薬効と安全性の評価の考え方を示すとともに、評価に必要な資料の種類を定めたところであるが、この度、指針のⅣの 1 の（1）に掲げる資料概要の様式及び記入例を、別紙のとおり作成したので、御了知いただくとともに、下記事項と併せて関係者への周知方よろしく願います。

（なお、本通知については、（貴県）^{（*2）}の（環境担当部局長）^{（*3）}にも通知していることを申し添える。）^{（*1）}

記

- 1 申請データ作成に当たっては、「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水

産省農産園芸局長通知) 別添「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」(以下「農薬の試験ガイドライン」という。)等に各種試験法が記載されているので参考にすること。

2 資料として、文献や出版物のコピー、製品安全データベース等既存の情報を利用する場合には、これらの情報の出典を明らかにした上で、可能な限り本様式に準じて記載するとともに、指針のⅣの1の(2)～(5)以外の資料を提出する場合にあっては、「『農薬の登録申請に係る試験成績について』の運用について」(平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知)別添「試験成績概要書等の作成」の「3 農薬抄録」の様式を参考にすること。

3 特定防除資材の候補となる資材に関する資料及び情報については、農林水産省消費・安全局農産安全管理課又は環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室に提出すること。なお、提出された資料等は両省で共有し、検討を行うため、同じ資料等を両省に提出する必要はない。

参考URL：農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針

<http://www.acis.go.jp/stuchi/TG.pdf>

試験成績概要書等の作成「3 農薬抄録」

<http://www.acis.go.jp/stuchi/bessi3.pdf>

施行注意

①：(*1)は都道府県担当部局長(神奈川県を除く)あてに記載する。

②：(*2)は北海道あてには「貴道」、東京都あてには「貴都」、京都府及び大阪府あてには「貴府」とする。

③：(*3)は農林担当部局長あてには「環境担当部局長」を、環境担当部局長あてには「農林担当部局長」を記載する。